

ラオスにおける会社設立後の銀行口座開設について

2022年5月13日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

2018年2月に投資環境改善に関する首相令が発行され、それを皮切りにこの4年間で、様々な改善に関する法令が出され、会社の登記に関しては、簡略化が定着してきています。しかしながら、新規で会社を設立した法人が、ラオス国内の商業銀行（以下、銀行）に対して、会社名義の銀行口座を開く際に必要な書類をめぐって、投資家から不満の声が出ており、今回、ラオス中央銀行金融政策局より、2022年4月22日付で、銀行に対して、「法人の資本金預金口座開設に関する指導」が発行され、改善策が提案されています。



2. 口座開設に必要な書類

会社名義の口座を開設するときに必要な書類については、2019年5月30日付「ラオスにおける預金口座開設、送金、現金の持ち出し、持ち込みに関するラオス中央銀行総裁合意（No454）（以下、合意）」の第5条に以下の3つの書類が規定されています。

1. 各商業銀行所定の口座開設申請書
2. パスポートの写し（署名権限者）
3. 企業登録証又は投資許可証の写し

しかしながら、各銀行の独自の規定より、上記以外に追加で「事業許可証」（企業登録後に、企業登録証とは別に、関連する省庁より事業許可証を取得する必要がある（詳細は、[こちらのニューズレター](#)をご覧ください）、分野によっては、事業許可証を取得するまでに数ヶ月かかる場合もあります）を要求する銀行があり、企業登録後すぐに、口座を開設することができない状況にあることが、問題となっています。このような状況は、ラオス政府が目指している「事業（ビジネス）開始までのスピードアップ」の足かせとなっているため、各銀行に対して次のような改善策が提案されています。

3. 口座開設のスピードアップのために

（1）合意で規定されている書類が揃っている場合、銀行独自の規則で、事業許可証等の追加の書類が必要であっても、口座を一旦開設すること。

(2) 口座開設後に、追加で必要な書類を取得すること。提出期限を設け、期限を過ぎても提出がない場合は、提出があるまで、一時的に口座を閉じることが可能。

現在、企業登録証の取得（会社設立）に関しては、申請後 10 日以内に登記が完了する（詳細は [こちらのニューズレター](#) をご覧ください）ことになっていますが、事業許可証については、各省庁が定めた手続きに従うことになるため、取得までの時間が読めない場合があります。したがって、上記（2）の提出期限を銀行側と合意する場合は、できる限り長期に設定することに、留意してください。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南西アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南西アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 7 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。ピエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017 年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。